

日本一の健康長寿県構想高幡地域推進協議会設置要綱
の一部改正について

1 改正内容

- (1) 特別委員の削除【第6条第4項】 【第7条第1項～第3項】
- (2) 「特別委員」を「有識者等」に変更【第8条第2項】
- (3) 「分科会」及び「企画運営委員会」の削除【第8条第3項～第5項】

別紙「新旧対照表」のとおり